



近鉄白子駅周辺公共施設を活用した
公民連携事業の可能性にかかる
サウンディング型市場調査

〔実施要領〕

目次 contents

- | | | | |
|---|------------|---|---------|
| 1 | 調査の目的 | 5 | 対話までの流れ |
| 2 | 対象施設 | 6 | 留意事項 |
| 3 | 調査実施スケジュール | 7 | 申込・問合せ先 |
| 4 | 対話のテーマ | | |



1 調査の目的

本調査は、近鉄白子駅周辺に位置する対象施設について、既存建物の活用を基本とした民間事業参入の可能性や、効果的な公民連携事業手法を把握することを目的として実施するものです。

2 対象施設

(1) 子育て応援館 (2) 白子公民館 (3) 白子コミュニティセンター

※各施設の概要は、本資料の基本情報及び別添「公共施設カルテ」を参照。

3 調査実施スケジュール

| | |
|--------------|------------------------------------|
| 実施要領の公表 | 令和8年5月13日(水) |
| 質問の受付期間 | 令和8年5月13日(水) ～ 令和8年7月10日(金) |
| 現地見学会の参加申込期間 | 令和8年5月13日(水) ～ 令和8年6月12日(金) |
| 現地見学会の開催 | ① 令和8年6月25日(木) ② 令和8年6月26日(金) |
| 対話の参加申込期間 | 令和8年7月1日(水) ～ 令和8年7月17日(金) |
| 対話の実施 | 令和8年7月29日(水) ～ 令和8年8月7日(金) |
| 実施結果概要の公表 | 令和8年9月中旬(予定) |

※受付時間は、原則8時30分から17時15分までとします。

4 対話のテーマ

「構想の概要」、「市が期待すること」及び「与条件」を踏まえ、以下のことをテーマとして、ご意見、ご提案をお願いします。

(1) 子育て応援館の事業的価値について

子育て応援館の敷地及び建物の事業的価値についてお聞きします。

(2) 対象施設の既存建物を活用した事業手法について

既存建物の活用を基本とした事業手法の想定について、事業効果や採算性の観点から実現可能性をお聞きします。

(3) 定期借地権方式による事業可能性について

既存建物を活かした事業方式との比較のため、既存建物を除却し、跡地を定期借地権契約により民間事業者に貸し出す方式による、各対象施設用地の事業可能性についてお聞きします。

(4) 子育て応援館敷地の活用における公用・公共的機能の入居について

子育て応援館の土地・建物にて民間事業を実施する上で、市の入居機能及び規模、希望条件の実現可能性や実現するための条件についてお聞きします。

(5) 各対象施設における事業アイデアについて

市の入居機能との共存に対する課題や、施設やエリアの価値を向上させるために、活用の方針に関して提案やアイデアを求めます。

5 対話までの流れ

(1) 現地見学会の開催

現地見学会を開催します。参加を希望する場合は、別紙2「現地見学会参加申込書」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「7 申込・問合せ先」へ提出してください。なお、参加人数は、1団体につき2名以内とします。

【受付期間】令和8年5月13日(水)から令和8年6月12日(金)まで

開催予定日時は以下のとおりです。

- ① 令和8年6月25日(木) 13時00分～16時30分
- ② 令和8年6月26日(金) 13時00分～16時30分

※申込状況により追加・変更される場合があります。

※各日程共、1施設1時間程度を目途として、同日に3施設を見学いただけます。

※電子メールの件名は、【現地見学会参加申込】としてください。

※現地見学会への出席は、対話参加の必須条件ではありません。

(2) 対話の申込

対話への参加を希望する場合は、別紙3「参加申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「7 申込・問合せ先」へ提出してください。なお、参加人数は、1団体につき3名以内とします。

【受付期間】令和8年7月1日(水)から令和8年7月17日(金)まで

※電子メールの件名は、【サウンディング参加申込】としてください。

※電子メールの受信確認後、市担当者から申込確認の連絡を行います。申込みを行ったにもかかわらず、令和8年7月24日(金)までに市担当者からの連絡がない場合は、お手数ですが、問合せ先まで連絡をお願いします。

5 対話までの流れ

(3) 質問の受付

実施要領等に対して質問事項がある場合は、別紙1「質問シート」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「7 申込・問合せ先」へ提出してください。個別に回答します。なお、広く周知すべき内容については、本市ウェブサイト上に公表します。

【受付期間】令和8年5月13日(水)から令和8年7月10日(金)まで

※電子メールの件名は、【サウンディングに関する質問】としてください。

(4) 対話資料の提出

対話の際に使用する資料等がある場合は、任意様式により作成し、電子メールに添付して「7 申込・問合せ先」へ提出してください。期日までに提出できない資料がある場合は、対話当日に7部持参してください。

【提出期限】令和8年7月24日(金)

※電子メールの件名は、【サウンディング資料提出】としてください。

(5) 対話の実施

対話は、申込者に対して個別に実施します。

【実施日時】令和8年7月29日(水)から令和8年8月7日(金)までの間の平日に30分から1時間程度

【実施場所】鈴鹿市役所 本館内の会議室を予定

【対話内容】「4 対話のテーマ」のとおり

※実施日時の詳細は、対話参加の申込期間終了後に調整し、実施場所の詳細とともに申込団体の担当者宛てに電子メールで連絡します。

6 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱い

対話への参加実績は、今後事業者公募等を実施した場合における評価の対象とはなりません。

対話内容は、ノウハウに基づく貴重な意見であることから真摯に受け止め、民間活力の導入による新たな事業展開が見込まれる可能性があるものについては、事業内容やスキームへの反映等の対応を検討するための参考とします。ただし、公表資料及び双方の発言は、あくまでも対話時点での想定のものとし、実施を確約するものではないことを御了承ください。

(2) 本調査に関する費用の負担

本調査参加に要する費用は、申込団体の負担とします。

(3) 参加対象者

対象施設の利活用について、自らが実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループで、次のいずれにも該当するものであること。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されていない者であること

イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立中若しくは更生手続中又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立中若しくは再生手続中でない者であること

ウ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、「鈴鹿市暴力団排除条例」第2条第1号に掲げる暴力団及びその関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

6 留意事項

(4)実施結果の公表

本調査の実施結果については、対話の内容を概要として取りまとめ、市ウェブサイトで公表します。ただし、公表に当たっては申込団体の名称及び知的財産権に関わる内容は原則非公開とします。

7 申込・問合せ先

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 技術監理部 公共施設マネジメント課 計画推進グループ

電話番号:059-382-9005

F A X:059-382-8188

電子メールアドレス:kokyoshisetsumanagement@city.suzuka.lg.jp